

小規模事業者対策推進事業

平成31年度予算額 **50.3億円** (49.4億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。そのような小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根付いた経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っております。このため、平成31年度から平成35年度までの5年間で以下取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。また、新たに自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等の支援を強化します。
- 商工会・商工会議所等の地域資源を活用した地域経済活性化や販路開拓等の取組や支援体制の確保を支援します。

成果目標

- 伴走型の小規模事業者支援を推進し、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所のすべてが目標を達成することを目指します。
- また、毎年約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援し、補助事業終了2年後に80%が事業化を達成することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

(2) 地域力活用新事業創出支援事業

- 商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。
 - ① 調査研究事業（事業可能性調査(F/S))
補助上限300万円、補助率3/4
 - ② 本体事業（特産品開発、観光開発など）
1年目：補助上限800万円、補助率2/3
2年目：補助上限600万円、補助率1/2

(3) 商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。